規　則

○会計検査院規則第一号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年二月十三日

会計検査院長職務代行
検査官　山浦　久司

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第四局農林水産検査第一課の事務分掌事項欄中「独立行政法人種苗管理センター」の下に「、株式会社農林漁業成長産業化支援機構」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第四局農林水産検査第一課の事務分掌事項欄の規定は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構の成立の日から適用する。

告　示

○法務省告示第六十一号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十五年三月二日から効力を生ずる。

平成二十五年二月十三日

法務大臣　谷垣　禎一

北海道磯谷郡蘭越町長

○法務省告示第六十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百九十六号の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月十三日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号中「平成二十二年七月一日から平成二十五年二月一日」を「平成二十五年二月十三日から三年を経過する日」に改める。

○外務省告示第四十七号

平成二十五年一月二十一日にナイロビで、バリンゴ郡村落給水計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　バリンゴ郡村落給水計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　一億三千百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年五月三十一日まで

4　署名者

日本側　髙田稔久在ケニア大使

ケニア側　ロビンソン・ンジェル・ギタエ財務大臣

平成二十五年二月十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四十八号

平成二十五年一月二十一日にナイロビで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億六千万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年一月三十一日まで

4　署名者

日本側　髙田稔久在ケニア大使

ケニア側　ロビンソン・ンジェル・ギタエ財務大臣

平成二十五年二月十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四十九号

平成二十五年一月二十五日にチュニスで、円借款の供与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の平成十九年三月三十日付けの交換公文に従ってチュニジア共和国政府に供与されることになった民間投資支援計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がチュニジア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十八年一月二十五日まで延長される旨の口上書の交換が、チュニジア共和国政府との間に行われた。

平成二十五年二月十三日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第四百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年二月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市佐嚢字村坂三一〇六の一一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字村坂三一〇六の一一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年二月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町大河内字親谷二八の七から二八の一一まで、二九の一から二九の七まで、三〇の一から三〇の三まで、三一、三一の一から三一の八まで、三二の一〇から三二の一七まで、字向ケ谷二三七の一、二三八、二三八の一、二三九から二四四まで、二四四の一、二四五から二五三まで、二五四の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字親谷二八の七・三一の一四から三一の一六まで・字向ケ谷二三七の一・二四〇・二五〇・二五一・二五四の三（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、二三八、二三九、二四四、二四四の一、二五二、二五三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年二月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市和田山町竹ノ内字奥一七九の一、一七九の二、一八〇から一八二まで、一八三の一、一八三の二、一八四、一八四の一、一八五、一八六、一八七の一、一八七の二、一八八の一、一八八の三、一九〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥一八三の一・一八七の一・一八七の二・一九〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一七九の二、一八二、一八三の二、一八四、一八四の一、一八六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）